

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて令和六年十月八日から令和七年二月十日までに奈良県産業部経営支援課に到着するように提出してください。

令和六年十月八日

奈良県知事 山下 真

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン奈良三条店

所在地 奈良市三条大路四丁目一三四―二の一部

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前）エイデン奈良三条店

（変更後）エディオン奈良三条店

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）名称 上新電機株式会社

所在地 東京都品川区南大井六丁目二二番七号

代表者 代表取締役 土井 英次

（変更後）名称 株式会社エディオン

所在地 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者 代表取締役 久保 允誉

三 変更年月日

令和六年五月二十四日

四 届出年月日

令和六年九月二十六日

五 縦覧場所

奈良県産業部経営支援課

六 縦覧期間

令和六年十月八日から令和七年二月十日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで